

令和4年分「税の申告」

確定申告、市・県民税申告相談(以下、申告相談)受付期間中に、税務課職員が、プラザきくと小笠支所会議棟の2会場で、申告書の作成をお手伝いします。事前予約の上、必要な書類をそろえて、申告をお願いします。

問い合わせ 税務課市民税係(☎35-0912)



期間 2月16日(木)～3月15日(水) ※土日・祝日は除く

時間 午前9時15分～11時20分、午後1時～3時5分

※内容の事前チェックをしますので、開始時間の30分前にお越しください。

会場 菊川地域会場: プラザきくる3階、小笠地域会場: 小笠支所会議棟



▲プラザきくる



▲小笠支所会議棟

- 内容**
- ・給与・公的年金などの収入に関する所得税の納付または還付の申告
 - ・営業・農業・不動産などの事業収入があり、所得税の納付または還付が発生しない申告
 - ・市・県民税申告

申告には、事前予約が必要です。予約方法は下記をご覧ください。



■ 予約方法

新型コロナウイルス感染症対策および待ち時間短縮のため、申告相談は事前予約となります。以下のいずれかの方法で、必ず予約してください。

①電話による方法 ※電話予約は、下記期間でしか行いません。

期間 1月10日(火)～2月1日(水) ※土日・祝日は除く

時間 午前9時～正午、午後1時～4時

※水曜日のみ上記時間に加え、午後5時～6時30分も可

電話番号 0537-35-0967 ※お掛け間違えのないようご注意ください。

②LINEによる方法

期間 2月13日(月)～3月9日(木)

時間 上記期間内であれば24時間いつでも可

※13日(月)は午前9時から開始

その他 事前に菊川市LINE公式アカウントの友だち登録が必要です。QRコード(右記)を読み取ると、友だち登録ができます。

予約方法の詳細は、広報11月号2、3ページまたは令和4年12月15日発行の自治会各戸配布文書、市ホームページ(右記)をご覧ください。



▲市LINE公式友だち登録



▲市ホームページ



次

の申告内容は、掛川税務署が開設する確定申告会場へ

- ①営業・農業・不動産などの事業収入があり、所得税の納付または還付が発生する申告
- ②政党等寄附金(税額控除)がある申告
- ③土地・建物・株式などの譲渡を伴う申告
- ④青色申告
- ⑤海外への仕送り証明を添付する必要がある申告
- ⑥初年度の住宅借入金等特別控除を受ける申告
- ⑦雑損控除のある申告
- ⑧過年分の申告(令和3年分以前)
- ⑨証券口座の取り引きに係る申告
- ⑩退職所得を含めた申告
- ⑪死亡した人の申告(準確定申告)
- ⑫相続税・贈与税・消費税の申告

※掛川税務署開設会場では、入場券の取得が必要です。詳しくは掛川税務署(☎0537-22-5141)まで問い合わせください。



▲会場: JA 掛川市茶業研修センター(掛川市千羽609-1)